

行政 & 暮らしの情報



お知らせ

今年金婚式を迎えられる方へ

津島市制68周年記念式典(金婚式の部)において、結婚50周年を迎えられるご夫婦の長寿をお祝いします。

日時 3月1日(日) 午前10時

場所 文化会館

対象 次のいずれにも該当する夫婦

・平成27年に金婚式を迎える夫婦

※昭和40年成婚

・平成27年1月1日現在、市内在住の夫婦

受付期間 1月5日(月)～30日(金)

申出書配布及び受付場所

・人事秘書課(市役所3階)

・神守支所

・神島田連絡所

問合せ 人事秘書課秘書G

内線23003

優良運転者表彰の自己申告

津島警察署管内の優良運転者表彰の、自己申告受け付けが始まります。

資格 ①～④いずれかの期間に無事故・無違反の方で、次の条件を全て満たす方

・津島市に在住、在勤の方
・同種の優良運転者の表彰を受けたことがない方

- ①10年以上(平成17年1月1日以降)
- ②20年以上(平成7年1月1日以降)
- ③30年以上(昭和60年1月1日以降)
- ④40年以上(昭和50年1月1日以降)

受付期間 1月5日(月)～3月31日(火)
持ち物 運転免許証、印鑑

申込・問合せ

交通安全協会津島支部事務局(津島警察署内) ☎24-4771
市地域安全課交通防犯G
内線2361・2362

市庁舎耐震改修工事に伴う庁舎への出入りについて

庁舎耐震改修工事に伴い閉鎖していましたが北側玄関及びロータリーは、1月5日(月)から通行可能となります。

また、ふれあいバスの「市役所」停留所を移設し(下図)、B・C・Dコースの一部迂回を解除するほか、1月10日(土)から2月中旬までの間、南玄関を閉鎖しますのでご注意ください。

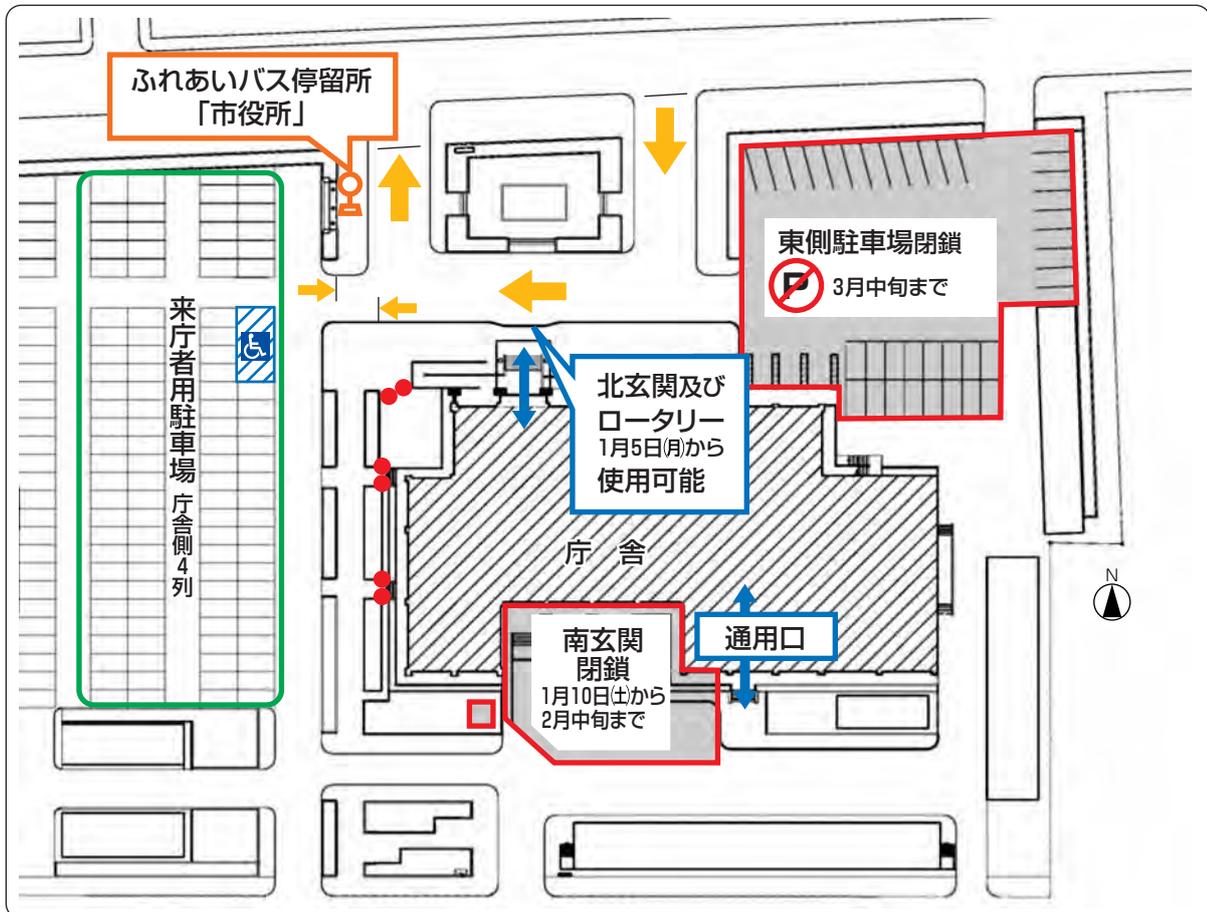
なお、東側駐車場につきましては、引

き続き閉鎖させていただきます。長期にわたり、ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

問合せ 財政課管財・契約G

内線2341・2342

市庁舎説明図



2015年農林業センサスにご協力ください

農林水産省では、「2015年農林業センサス」を平成27年2月1日現在で実施します。この調査は、全国の農林業者や農山村地域を対象に、わが国の農林業の実態を明らかにすることを目的に5年ごとに行っている調査です。

調査結果は、国や地方公共団体の農林行政施策の立案や、農林行政に係る各種交付金算定のための基礎資料として利用されます。

調査の実施に当たっては、1月から2月にかけて、調査員が、農林業を営んでいる世帯や会社などに伺いますので、ご協力をお願いします。

なお、記入内容は、統計法に基づき秘密が厳守されます。

問合せ 企画政策課行政経営G

内線20000

給与支払報告書の提出は2月2日(月)までに

給与の支払いをする方で、給与所得から所得税を源泉徴収する義務のある方は、給与支払報告書を提出することになっています。

給与支払報告書には、平成26年中の給与所得の金額、その他必要な事項を記入し、総括表を添えて、給与を受ける方が1月1日現在に住んでいる市町村へ提出してください。年の途中に退職された方の給与支払報告書も、提出する

必要があります。

なお、平成26年1月1日以降、前々年に国税に提出すべきであった給与に係る源泉徴収票の提出枚数が1000枚以上の場合、光ディスク等または地方税電子申告(e-TAX)による提出が義務化されました。

問合せ 税務課市民税G

内線2203・2204

法定調書の提出は2月2日(月)までに

一定の金額を超える給料、報酬、料金を支払った方は、支払先の住所、氏名、支払金額などを記載した書類(法定調書)を、1年間の支払分に取りまとめ、税務署に提出していただくことになっています。

正しい法定調書を、期限内に遅れないように提出しましょう。

なお、平成26年1月1日以降、法定調書の種類ごとに、前々年に提出すべきであった当該法定調書の枚数が1000枚以上の場合、光ディスク等または国税電子申告・納税システム(e-Tax)による提出が義務化されました。

問合せ 津島税務署 ☎26-2161

所得税及び贈与税等の確定申告

申告と納付の期限

・ 所得税及び贈与税 3月16日(月)

・ 個人事業者の消費税 3月31日(火)

※納税には、便利な口座振替をご利用ください。

確定申告会場の開設

津島税務署では、所得税、個人事業者の消費税及び贈与税の確定申告会場を左記のとおり開設します。申告はe-Taxを利用してお早めに行ってください。

開設日時 2月16日(月)～3月16日(月)
午前9時～午後5時

申告書の作成には、時間を要しますので、午後4時までにお越しください。

なお、会場の混雑状況により、案内を早めに終了する場合があります。

※確定申告会場の開設期間中、津島税務署において申告書の提出はできませんので、申告相談や申告書作成指導は行われませんので、ご注意ください。

場所 津島商工会議所4階大ホール
持ち物 関係書類及び印鑑等

その他

・ 申告書の作成にあたり、復興特別所得の記入漏れにご注意ください。

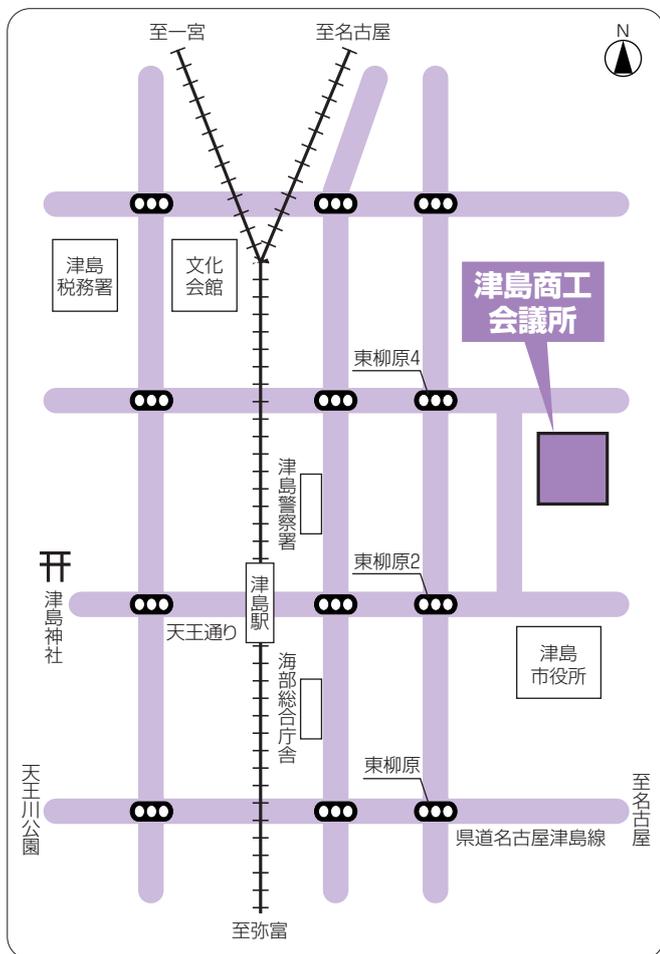
・ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、簡単に申告書を作成できるだけでなく、e-Taxへ送信するデータを作成でき、そのまま電子申告することもできます。

※e-Taxを利用するためには、電子証明書(有料)やICカードリーダーライタが必要になります。

詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。

http://www.nta.go.jp

問合せ 津島税務署 ☎26-2161



国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額確認書の発送

所得の申告で社会保険料の控除に必要な国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額確認書を1月下旬に送付します。

送付される方

・納付書または口座振替で納付している方
 ・遺族年金や障害年金からの天引きで納付している方

送付されない方

・既に市役所で交付を受けている方
 ・老齢・退職年金等からの天引きで納付している方(年金保険者から送付される公的年金等の源泉徴収票をご利用ください)

問合せ

- 国民健康保険
 保険年金課国民健康保険G
 内線2125～2129
- 後期高齢者医療保険
 保険年金課医療・年金G
 内線2123・2124
- 介護保険
 高齢介護課介護保険G
 内線2141・2142

平成26年度国民健康保険税減免申請

～申請期限が近づいています～
 災害や大幅な所得減少などの理由で

保険税を納めることが困難な世帯の方に対し、保険税の減免制度を設けています。表1に該当する場合は、申請により減免を受けることができます。

申請期限 平成27年2月23日(月)
持ち物 保険証、印鑑(朱肉を使用するもの)

※「倒産・解雇などによる離職者(特定受給資格者)」「や」「雇い止めなどによる離職者(特定理由離職者)」「への保険税の軽減制度もありますので、ご相談ください。

高額療養費の自己負担限度額の改正について

70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額が平成27年1月診療分から改正されます(表2参照)。

出産育児一時金の改正について

平成27年1月1日以降の出産分から、出産育児一時金が39万円から40万4千円に改正されます。なお、産科医療保障制度加入医療機関で出産した場合は従来どおり42万円が支給されます。

問合せ 保険年金課国民健康保険G
 内線2125～2129



【表2】 70歳未満の高額療養費自己負担限度額

平成26年12月診療分まで

所得要件 ※	1カ月あたりの自己負担限度額 【過去12カ月以内で4回目以降】
600万円超及び未申告世帯	150,000円+(実際の医療費-500,000円)×1% 【83,400円】
600万円以下	80,100円+(実際の医療費-267,000円)×1% 【44,400円】
住民税非課税世帯	35,400円 【24,600円】



平成27年1月診療分から

所得要件 ※	1カ月あたりの自己負担限度額 【過去12カ月以内で4回目以降】
901万円超及び未申告世帯	252,600円+(実際の医療費-842,000円)×1% 【140,100円】
600万円超901万円以下	167,400円+(実際の医療費-558,000円)×1% 【93,000円】
210万円超600万円以下	80,100円+(実際の医療費-267,000円)×1% 【44,400円】
210万円以下	57,600円 【44,400円】
住民税非課税世帯	35,400円 【24,600円】

※国民健康保険に加入している方全員の基礎控除(33万円)後の所得の合計

【表1】 減免について

区分	対象となる理由	減免される額
1	震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、その居住する家屋が、次に掲げる被害を受けたとき	ア、全壊、全焼または流出 減免理由が発生した日以後の納期分の保険税額の全部
		イ、半壊または半焼 減免理由が発生した日以後の納期分の保険税額の50%
2	平成25年中の総所得金額等が33万円以下の所得申告世帯で、平成26年4月1日現在の国保加入者	平成26年度の保険税額の30%
3	世帯主及び世帯内の国保加入者の平成26年中の総所得金額等の見込額が、平成25年中の総所得金額等に比べ3分の2以下に減少すると見込まれる方で、平成25年中の総所得金額等が500万円以下の方	ア、平成25年中の総所得金額等が250万円以下 平成26年度の所得割額の50%。ただし、総所得金額等が平成25年所得の3分の2を超えた場合は、減免を取り消します。
		イ、平成25年中の総所得金額等が250万円を超え500万円以下 平成26年度の所得割額の30%。ただし、総所得金額等が平成25年所得の3分の2を超えた場合は、減免を取り消します。